

令和5年8月8日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府地方独立行政法人
大阪府立病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意見書

大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年大阪府条例第2号）第3条及び大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30条）第8条に基づく、地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務実績に係る大阪府知事の評価に対する本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

令和5年7月28日開催の本評価委員会で示された地方独立行政法人大阪府立病院機構の令和4事業年度の業務実績に関する大阪府知事の評価結果（素案）については、妥当である。

ただし、令和4年10月31日のサイバー攻撃による大規模システム障害に伴い診療制限が生じた大阪急性期・総合医療センターに係る業務実績に関しては、定量的な評価事項についても、システム障害前の実績だけではなく、年間を通じた実績により評価することが適当である。

また、その他、当該事案を踏まえ、法人としてセキュリティ対策の強化に取り組みたいとの意見があったので、今後の参考とされたい。